

意

神政連レポート

特集

皇室典範特例法の成立と 今後の課題

- ◆ 一年振り返り
- ◆ 第十九回公開憲法フォーラム開催
憲法施行七十年、各党は具体的な憲法改正原案の提案を！――
- ◆ 安倍首相靖國神社参拝訴訟東京地裁判決
靖國神社側が全面勝訴
- ◆ 朝日・グレンデール訴訟判決について
- ◆ 憲法を読もう改正ポイント④「改正条項について」
- ◆ 神政連が取り組む課題

～一年を振り返り～

昨年、神道政治連盟では役員の改選期にあたり、長曾我部会長のご勇退により、後任に打田新会長が選出され、新たな船出を迎



神道政治連盟総務会長
藤原 隆麿

え、早一年が経ちました。その中で、神社本庁設立以来の運動の大きな柱であり、本連盟の役目多き自主憲法の制定、憲法改正の国民運動に大きな前進がみられました。

衆参両院とも憲法改正に前向きな政党が三分の一の議席を確保した中、安倍首相は、憲法施行七十年の節目となる去る五月三日の憲法記念日にあたり、改正に向けて重要な、そして力強いメッセージを発し、国民に憲法改正の議論を投げかけられました。その内容として、憲法第九条改正については、同条一項二項は堅持しつつ自衛隊の存在を憲法上に明確にするというものでありましたが、そもそも

況下でもなく、その中にあっていくつかの事柄が前向きに議論されていることに大いに期待するところであります。

改正の実現は容易なことではなく、仮に国会の発議があつても、さらに国民投票により過半数を獲得せねばならないという茨の道も控えております。心ある皆様の一層の御奮闘をお願い申上げます。

近隣諸国に目を転じれば、ロシアは千島列島の軍事拠点化を進め、北朝鮮は核ミサイル開発に躍起になり、それを抑えるべく米国が艦隊を差し向け、韓国は竹島を実効支配し相も変わらぬ反日姿勢、中国は尖閣・沖縄を含む東シナ海さらには南シナ海の実効支配を目論むなど、我が国の独立、安全が大きく脅かされている現実に、悲しいかな現憲法下では打てる手立ては限りなく小さいのであります。

将来に禍根を残すことのないように、今やるべきことをやるという信念のもと、国民の安寧のため、皆様とともに憲法改正に向けて邁進して参りたく存じます。

また、本連盟に憲法改正推進委員会が設置されました。若い委員が國のあるべき姿を求めて議論を重ねておりま

す。この度どのような改正案が発議されたとしても、まだ欲しいとの思いを込めてのことだらうと拝察したところであります。

もとより我々は国民の手による自主憲法の制定を悲願とし運動を展開してきたのであります。が、とりわけ①我が國の誇るべき国柄を前文に明記すること、②天皇は日本元首であることを明確にすること、③我が国はもともと宗教に寛容な国柄であり、古より神や仏と深い関わりの中で生活を営み精神文化を築いてきたことから、政教分離を定めた第二十条を見直すこと、④個人の権利のみを規定する現憲法に家族を尊重し保護する規定を設けること、⑤自衛のための軍を保持すること、⑥大規模災害などの緊急事態に備えた条項を設けること、⑦美しい自然と国土を守るために環境保全の規定を設けること、⑧憲法改正条件を緩和すること、を求めて運動を展開してきたのであります。しかし、その全てが理解されるような状

まだ先に進むべき道が待ち構えていることから、この議論に大いに期待するところがあり、心強い思いであります。

畏くも天皇陛下におさせられましては、昨年八月に象徴としてのお務めについて国民におことばを表明されました。以降、政府、国会においては陛下のご譲位にかかる対応について議論がなされ、先般、衆参両院において今上陛下御一代に限り譲位を可能とする皇室典範特例法が可決されたところであります。が、その附帯決議には「女性宮家の創設に関わることが盛り込まれたことから、我が国の国柄に関わることを充分に踏まえ、皇室の歴史と伝統を重視し、慎重な対応がなされるように注視して参りました」と存じます。



この一年、皇室を中心とした国柄に即し、我が国の歴史と伝統に根ざした精神基盤を確固たるものにするべく、諸活動を展開して参ったつもりではあります。が、まだまだ目標遠くにありと感じながら、今後更なる運動を続けて参る所存であります。

どうぞご指導のほどを宜しくお願ひ申上げます。

皇室典範特例法の成立と今後の課題

神道政治連盟
首席政策委員

田尾憲男

天皇陛下から皇太子殿下への「譲位」による皇位継承が実現されることになった。江戸時代後期の光格天皇以来、およそ二百年ぶりのことである。

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が六月九日参議院本会議で全会一致で成立し、早くも十六日に公布されたのである。これにより向こう三年以内に新天皇が御即位されるとともに、元号法にもとづき平成の年号も改元される。以後、今上陛下は「上皇陛下」、皇后陛下は「上皇后陛下」と呼ばれ、次の皇位継承者となられる秋篠宮殿下は皇太子殿下に代つて「秋篠宮皇嗣殿下」と呼ばれることとなる。

新たに立法された「特例法」では、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」との現行皇室典範第四条の特例として、第二条で「天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する」と規定された。五条の本則と十一条の附則からなるこの法律は、

「天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現する」とともに「天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項」として、お仕えする宮内庁の新しい組織や役職、皇嗣に対する待遇などを定めている。注目すべきは第一条で、そこでは立法の「趣旨」が記されているが、まず第一に天皇陛下が、御即位以来二十八年を超える長期にわたって国事行為のほか、数々の象徴としての公的な御活動に精励されてこられた中、「八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること」。第二には、「これに対し国民が、これらの御活動に精励されている天皇陛下を「深く敬愛し、お気持ちを理解し、これらに共感していること」。そして第三には、「皇嗣である皇太子殿下が、すでに五十七歳となられ、「これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられる」といった「現下

の状況」を記述するという、法律としてはめずらしい姿となつていて。言うまでもなくこれは、天皇陛下が「社会の高齢化が進む中、天皇もまた高齢となつた場合、どのような在り方が望ましいか」について、後につづく皇嗣のことも考えて、国民の理解を求めるべく自らのお考えとお気持ちをテレビを通じて述べられた昨年八月八日の「象徴としてのお務め」についての「おことば」が端緒となつたものである。その御意向を重く受けとめ、明治以来の皇室典範の終身在位制の皇位継承の大原則はあくまで堅持しつつ、今回はその典範の特例として、今上陛下御一代に限つてのものとしてつくられたわけである。それは、はじめに内閣が、「天皇の公務負担軽減等に関する有識者会議」を設置して事前に専門家からの意見聴取を行い、続いて国会も、法案提出前の段階から衆参両院の議長、副議長が中心となつて各政党、会派の代表を集めて意見を出し合い、議論を取りまとめた結果、政争の具とすることなくわずか十ヶ月余の短期間で、ほぼすべての党派の合意によって制定に至つた。このことは、皇室にとつても、また国家・国民にとつても何よりもあつたといわねばならない。

特例法の問題点と今後の課題

しかしながら、特例法制定に至るまでの経緯にかんがみれば、畏れ多いことではあるが天皇陛下にも、また内閣や国会の各政党にも、そして皇室を敬愛する国民の一部にも、それぞれにとくべつの感慨が心に残つたのも確かであろう。それだけにむつかしい問題ではあるが、国民としては、ひとり一人がこの問題から心を離さず、さらに皇室の今後のご活動と、将来の皇室のあり方にについて、真摯に考えていかねばならないのである。

成立した法律自体についていえば、考慮すべきだつた重要な問題点が存しているといわねばならない。一つは法律の名称である。天皇の「退位」ではなく「譲位」を用いるのが賢明だつたといえよう。というのは、明治以来の皇室典範がこれまで天皇の退位の制を認めてこなかつた最大の理由は、天皇の恣意的退位や、時の政治権力による強制的退位など一切の可能性を排除して、皇位継承の安定をはかることを第一の目的としたからだつた。しかし今回の事情は明らかにそのような類のものではなく、陛下が望んでおられたのはあくまでも「高齢となつた場合の譲位」であつて、陛下がそのお言葉を



公開憲法フォーラム

第一回から二十回までの開催概要

第十九回公開憲法フォーラム開催

—憲法施行七十年、各党は具体的な憲法改正原案の提案を!—

日本国憲法が施行されてから七十年の節目を迎えた五月三日、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」（以下、国民の会）と「民間憲法臨調」共催の第十九回公開憲法フォーラムが千百五十名を超える参加者出席のもと開催されました。

冒頭、主催者挨拶に立った民間憲法臨調西修副代表は、過去三十年に諸外国で新たに作られた憲法はすべて緊急事態条項規定を備えていたことを説明し、緊急事態条項の必要性を訴えるとともに、自分の国は

自分で守るために、憲法審査会にて憲法九条を中心に日本の安全保障に関する具体的な議論を行うよう求めました。続いて、安倍晋三自民

党総裁のビデオメッセージが上映されました。安倍総裁は具体的な改憲項目として、自衛隊に対する国民の信頼が九割を超えていたにもかかわらず、自衛隊を違憲とする議論が存在することを指摘し、憲法九条の平和主義の理念を堅持するため、憲法九条一項、二項を残しつつ自衛隊を明文で書き込むという考え方を示しました。そして改正の時期についても具体的な期日を提示し、自民党の立党以来の党はである憲法改正の実現に向け、並々ならぬ決意を表明しました。具体的な項目、時期にまで踏み込んだ発言に会場は大きな驚きに包まれるとともに、参加者の機運も高まりました。

次に登壇した国民の会の打田文博事務総長（本連盟会長）は、同会の運動成果を発表するとともに、今後の活動方針として「各党・各議員に対する憲法への緊急事態条項新設と自衛隊明記の要望」「各党に憲法改正原案の国会提出を求める活動の推進」「国民投票勝利に向けた広範なネットワークの形成」等を提示し、これらに対する協力を

用いてご自身のご意向を示されたのは六年以上も前の中止成二十二年七月の宮中での参与会議においてであつたと伝えられている。その際も「譲位は、十分に先例があり、何らおかしいとは思わない」と話されたともいふ。さらには皇后陛下も、「生前退位」という新聞報道には「驚きと共に痛み」を覚えられ、「歴史の書物の中でもこうした表現に接したことが一度もなかつた」とまでも宮内記者会で答えておられるのである。譲位式のあり方など、歴史伝統も参考にしながら今後の運用検討が大事になってこよう。

またこの法律が、天皇の譲位の意思を公的に確認する方法を欠いているのも問題といわねばならない。

皇室典範には、摂政の設置や皇位継承順位の変更など皇室の重要な事項を審議する機関として、御二方の皇族代表及び内閣、国会、最高裁判所の三権の長ら十名からなる皇室会議が設置されているが、天皇の譲位のごとき重大事が、この皇室会議の審議事項とされていないのは問題で、やはりおかしいといわねばならない。

さらに特例法の成立に際しては、与野党の協議によ

る妥協の結果「政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること」との附帯決議が採択されたことである。政府には新たな譲位後に向けた課題が課せられたわけである。これは神政連にとつても非常に重大な課題であり、これから引きつづき真剣に取り組んでいかなければならぬ。

いわゆる「女性宮家」については、眞子さまの御婚約報道もあってまた注目されつゝあるが、御結婚により皇室を離れられた後も、政令などによりご活動継続の方法を考えて差し上げることは十分可能なのである。「安定的な皇位継承を確保するため」の本筋は、やはり旧宮家の男系男子孫の方に皇族身分を取得していただく方途を最優先に考えるべきなのである。万世一系の皇統は、皇室にとつても、また国家にとつても守るべき不文の大法だからである。

求めました。

続いて、国民の会共同代表・民間憲法臨調代表の櫻井よしこ氏と自民党衆議院憲法審査会幹事の古屋圭司議員、公明党衆議院憲法審査会委員の遠山清彦議員、日本維新的会衆議院憲法審査会委員の足立康史議員によるシンポジウムが開催されました。櫻井氏は基調提言の中で安倍総裁のビデオメッセージに触れ、「これほど明確、具体的に憲法改正への思いを語られたことに勇気づけられる」と述べつつ、日本を取り巻く国際情勢が緊迫する中、憲法改正の優先項目として自衛隊の憲法への明記と大規模災害やテロの発生を想定した緊急事態条項の新設を訴えました。それを受けて古屋議員は、憲法改正には何よりも国民の支持が必要である旨主張し、憲法審査会で具体的な議論が進むような環境作りを呼びかけました。また各党からも憲法改正に向けての考え方や取り組みなどについての発言がありました。

その後、高知県の尾崎正直知事、沖縄県八重山日報の中新城誠編集長によるビデオメッセージと日本青年会議所の西高辻信宏副会頭からの意見表明を経て、日本青年会議所憲法輿論確立会議の平池牧子氏が「各党に対して、憲法改正原案を提示して国会における合意形成を図り、憲法改

正の国会発議および国民投票の実施を速やかに実現するよう要望する」との決議文を朗読。決議文は満場一致で採択され、各党代表の古屋氏、遠山氏、足立氏へそれぞれ手交されました。今後、各党が国会で具体的な憲法改正原案をどのように提案していくのか、その動向が注目されます。

また、国民の会ではより多くの方々に憲法改正にかかる情報を提供するため、「KAIKENチャンネル」を開設しており、今回の公開憲法フォーラムも全国の会場に生中継されました。七月一日より「政策解説」、「講演会情報」等の動画も配信する予定で、研修会や講演会での活用が期待されます(本誌裏面参照)。



自民党安倍総裁メッセージ全文

ご来場の皆さん、こんにちは。自由民主党総裁の安倍晋三です。

憲法施行七十年の節目の年に、「第十九回公開憲法フォーラム」が盛大に開催されましたことに、まずもって、およろこびを申し上げます。憲法改正の早期実現に向けて、それぞれのお立場で、精力的に活動されている皆さんに、心から敬意を表します。

憲法改正は、自由民主党の立党以来の党是です。自民党結党者の悲願であり、歴代の総裁が受け継いでまいりました。私が総理・総裁であった十年前、施行六十年の年に国民投票法が成立し、改正に向けての一歩を踏み出すことができました。しかし、憲法はたった一字も変わることなく、施行七十年の節目を迎えるに至りました。

憲法を改正するか否かは、最終的には、国民投票によって、国民が決めるのですが、その発議は国会にしかできません。私たち国会議員は、その大きな責任をかみしめるべきであると思います。

次なる七十年に向かつて日本がどういう国を目指すのか。今を生きる私たちは、少子高齢化、人口減少、経済再生、安全保障環境の悪化など、わが国が直面する困難な課題

題に対し、真正面から立ち向かい、未来への責任を果たさなければなりません。

憲法は、国の未来、理想の姿を語るもので。私たち国會議員は、この国の未来像について、憲法改正の発議案を国民に提示するための具体的な議論を始めなければなりません。その時期に来ていると思います。

わが党、自由民主党は、未来に、国民に責任を持つ政党として、憲法審査会における具体的な議論をリードし、その歴史的使命を果たしてまいりたいと思います。

例えば、憲法九条です。今日、災害救助を含め、命がけで二十四時間、三六五日、領土、領海、領空、日本人の命を守り抜く。その任務を果たしている自衛隊の姿に対して、国民の信頼は九割を超えてます。しかし、多くの憲法学者や政党の中には、自衛隊を違憲とする議論が、いまなお存在しています。「自衛隊は、違憲かもしれないけれども、何かあれば命を張つて守ってくれ」というのは、あまりにも無責任です。私は、少なくとも私たちの世代のうちに、自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置付け、「自衛隊が違憲かもしれない」などの議論が生まれる余地をなくすべきであると考えます。

もちろん、九条の平和主義の理念については、未来に向けてしっかりと、堅持していくなければなりません。そこで、「九

条一項、二項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という考え方、これは国民的な議論に値するのだろうと思います。

教育の問題。子供たちこそ、わが国の未来であり、憲法において、国の未来の姿を議論する際、教育は極めて重要なテーマだと思います。誰もが生きがいを持つて、その能力を存分に發揮できる「一億総活躍社会」を実現する上で、教育が果すべき役割は極めて大きい。

世代を超えた貧困の連鎖を断ち切り、経済状況にかかわらず、子供たちが、それぞれの夢に向かって頑張ることができます。そうした日本であります。

七十年前、現行憲法の下で制度化された、小中学校九年間の義務教育制度、普通教育の無償化は、まさに戦後の発展の大きな原動力となりました。

七十年の時を経て、社会も経済も大きく変化した現在、子供たちがそれぞれの夢を追いかけるためには、高等教育についても、全ての国民に真に開かれたものとしなければならないと思います。これは、個人の問題にとどまりません。人材を育てることは、社会、経済の発展に、確実につながっていくものであります。

これらの議論の他にも、この国の未来を見据えて議論していくべき課題は多々あるでしょう。

安倍首相靖國神社参拝訴訟東京地裁判決 靖國神社側が全面勝訴

「安倍首相靖國神社参拝訴訟」は平成二十五年十二月の首相の靖國神社参拝を巡り、東京と大阪で提起された訴訟です。この内、東京で提起されていた訴訟は、去る四月二十八日に東京地裁において、原告側の請求が全面的に斥けられ、靖國神社側が勝訴しました。

訴訟の概要

本件は韓国人遺族や左翼系活動家、そしてドイツ人牧師、中国人、オーストラリア人、カナダ人を含む原告らにより提起されたもので、戦時中、日本の統治下にく、戦没者遺族でもない外国人原告らを含む異様な訴訟であるといえます。

原告らは、首相の靖國神社参拝及び靖國神社の参拝

受入れが憲法に定める政教分離原則に違反し、原告らの信教の自由や宗教的人格権、平和的生存権等が侵害

原告らの狙い

平成十三年の小泉首相の靖國神社参拝をめぐって全国六都府県（東京・大阪・千葉・愛媛・福岡・沖縄）で提起された「小泉首相靖國神社参拝訴訟」では、大阪訴訟の最高裁判決（平成十八年六月二十三日）は「内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社に参拝した場合においても、損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえない」と判示して、その余の参拝及び参拝受入れの違憲確認等については判断しませんでした。その他の全ての裁判でも原告らの請求は

私は、かねがね、半世紀ぶりに夏季のオリンピック、パラリンピックが開催される二〇二〇年を、未来を見据えながら日本が新しく生まれ変わる大きなきつかけにすべきだと申し上げてきました。かつて、一九六四年の東京五輪を目指して、日本は大きく生まれ変わりました。その際に得た自信が、その後、先進国へと急成長を遂げる原動力となりました。

二〇二〇年もまた、日本人共通の大きな目標となっています。新しく生まれ変わった日本が、しっかりと動き出す年、二〇二〇年を新しい憲法が施行される年にしたいと強く願っています。私は、こうした形で国の未来を切り拓いていきたいと考えています。

本日は、自由民主党総裁として、憲法改正に向けた基本的な考え方を述べました。これを契機に、国民的な議論が深まつていくことを切に願います。自由民主党としても、その歴史的使命を、しっかりと果たしていく決意であることを改めて申し上げます。

憲法改正に向けて、ともに頑張りましょう。



ことごとく棄却されており、同旨の訴訟である本訴訟でも結果が覆る可能性は低いとみられていました。

しかし、平成十六年の福岡地裁判決と平成十七年の大阪高裁（台湾人訴訟）判決では、原告らの請求を全て棄却したにもかかわらず、傍論（法的拘束力のない説明部分）で「首相の参拝は政教分離原則に違反する」として、いわゆる「ねじれ判決」が出されました。原告らは、今回の訴訟でも同じように、裁判所が本来結論を導くのに必要な憲法判断に踏み込み、参拝を違憲とする判断が下されることを狙つて訴訟を起こしており、被告である靖國神社側もこの点を注意していました。

裁判所の判断

前述した原告側の請求①②⑤について、裁判所は争点として、「原告らの被侵害利益の有無」「参拝及び参拝入れの差止めの必要性」「参拝の職務行為性」等を掲げた上で、「原告が主張する権利ないし利益は、いずれも法的保護に値するもの」ということができず、損害賠償の対象となる被侵害利益又は差止めの前提となる人格権等には当たらないから、原告らの損害賠償をいすれも棄却する判決を下しました。

判決では、朝日新聞の「記事の対象は旧日本軍や政府であり、原告らを始めとする現在の特定個人を対象としたものではない」ため、名誉棄損で「問題となつてゐる名誉が原告ら個人に帰属するとの評価は困難」であると示して「報道で日本人の名誉が傷つけられた」とする原告の主張を退けました。

また、朝日新聞の誤報が「国際社会や国連関係機関、米国社会や韓国社会などにおける慰安婦問題の認識や見解に何ら事実上の影響をも与えなかつたということはできない」として記事による国際世論への影響を若干は認めたものの、「国際社会も多元的で、慰安婦問題の認識や見解は多

朝日・グレンデール訴訟判決について

請求及び差止請求は、その余の争点について判断するまでもなく、理由がない」と判示し、原告らの請求を棄却しました。これは先に述べた小泉首相の靖國神社参拝訴訟最高裁判決に即した妥当な判断といえます。また原告側の請求③④については、裁判所は「違憲確認の利益」を争点とし、「原告らの損害賠償請求権、差止請求権の前提となる権利ないし法的利益が侵害されたとはいえ」ず、「違憲確認は同原告らの法律的地位とは直接関係しない法律関係の確認を求めるもの」であり、「確認の利益がないからいざれも不適法というべき」と判示し、原告の請求を却下しました。

尚、原告らは本判決を不服として高裁に控訴しています。また、大阪で提起されている同旨の訴訟についても、去る二月二十八日に大阪高裁で判決が下され、靖國神社側が全面勝訴していますが（意二〇一号参照）、この判決を不服として原告らは最高裁へ上告受理を申請しています。本連盟ではこれらの訴訟に対し、今後も神社本庁や都道府県本部と連携し、靖國神社に対する継続的な支援活動を展開して参ります。

「慰安婦」については、中韓を中心とした八ヶ国十四の民間団体などにより、ユネスコの世界の記憶（記憶遺産）に再度登録申請がなされています。また、日本軍の慰安婦問題を最終かつ不可逆的に解決するために行われた「日韓合意」についても、韓国の国内には合意の見直しを主張する意見も根強くあり、合意の履行は見通しが立ちません。国際世論を誘導しようとする動きに惑わされることなく、我々は歴史的問題を客観的事実に基づいて検証し、正しい歴史観を学び、世に広く訴えていくことが求められています。本連盟では、引き続き本裁判の動向を注視して参ります。

憲法を読もう 「改正条項について」

憲法改正の機運が高まっていますが、どうぞどう改正していくことが必要なのでしょうか。改正ポイントをひとつずつ見ていくましょう。

憲法施行から七十年が経過しましたが、我が国の憲法は一条たりとも改正されていません。その大きな要因として、厳しい改正条項が設けられていることが挙げられます。この改正条項は、占領下で作成された憲法が容易に改正できないよう、GHQが定めたもので、世界の憲法と比較しても非常に厳しい条件といえます。

諸外国の憲法改正の条件は様々ですが、先進国から成る経済協力開発機構(OECD)加盟三十五ヶ国の中では、我が国と同じ「二院制」を採用し、国会発議に加え「国民投票」が必要な国々は全て「両院の二分の一以上の賛成」により国会発議がなされ、その時代に応じた形で国民の審判を経て幾度となく改正が重ねられています。それに対し、日本国憲法に規定される改正条項は「両院の総議員の三分の一以上の賛成」によって国会発議がなされるというものです。意を返せば、これは衆参いずれかで三分の一の議員が反対するだけで国会発議ができないということであり、我が国では一度も国会発議がなされたことはありません。

日本国憲法では国民主権を謳っているにもかかわらず、このような厳しすぎる改正条件は、いわば国民を軽視したものといえるのではないでしようか。

本来であれば、我が国を取り巻く国内外の情勢の変化に合せて、適切に国会により憲法改正の発議が行われ、主権の存する国民が自国の憲法について考え、必要に応じて憲法を改正するか否かの判断をするべきでしょう。国民自らが改正に携われないような現状は早急に見直す必要があります。

2院制における憲法改正条件比較

	改正回数	国会の条件	国民投票	備考
オーストラリア	5回	2分の1 (総議員)	2分の1	過半数の州における投票総数の過半数の承認が必要
アイルランド	29回	2分の1 (出席議員)	2分の1	
スイス	※27回 (140回)	2分の1 (出席議員)	2分の1	過半数の州の承認が必要
日本	—	3分の2 (総議員)	2分の1	

※スイス新憲法は2000年の制定以降以降27回改正、旧憲法は1874年の制定以降140回改正



皇室

皇室典範は、女性皇族は御結婚後、皇籍を離れることを定めており、現在、御公務を担われる皇族の方々の減少を理由に、「女性宮家の創設」を認めるべきであるとの議論が再燃しています。しかし、「女性宮家の創設」は男系男子孫による皇位継承の伝統をゆるがす女系天皇容認論へつながりかねません。

御結婚後に皇籍を離れた方々の御活動に目を向けると、六月十九日付で伊勢の神宮祭主・池田厚子様(昭和天皇第四皇女子)が御退任され、後任に黒田清子様(今上陛下第一皇女子)が御就任されるなど、様々な要職にて御活躍をなされています。

「女性宮家の創設」を検討するよりも、女性皇族の方々に御結婚後も皇室の御活動を継続して戴く方途を検討することの方が現実的であるといえましょう。



歴史認識



靖國神社

神政連は昭和四十四年に、世界に誇る日本の文化と伝統を後世に正しく伝えることを目的に結成されました。日本らしさ、日本人らしさが忘れられる今、「この国に誇りと自信を取り戻すために、私たちはさまざま問題に取り組んでいます。

靖國神社春季例大祭に合わせて、安倍首相、大臣ら一六七名(代理七二名含)が参拝しました。高市早苗総務相は中韓の批判に対して「慰霊の在り方が外交問題であるべきではない」と語り、閣僚就任以来一貫して参拝を続けています。本連盟では靖國神社に祀られる英靈に顕彰の誠を捧げるべく、今後も靖國神社参拝を広く奨励して参ります。

五月九日の韓国大統領選挙に選ばれた文在寅大統領は、選挙公約にて日韓合意の再交渉を掲げています。

本連盟では、慰安婦問題についての日韓合意が国益を損なう結果とならないよう今後の動向を注視していくとともに、必要に応じて政府に働きかけを行って参ります。



インターネット動画で 知ろう！語ろう！憲法改正

KAIKENチャンネル

無料
だよ

甲斐犬の
カイ君

QRコード



ひとりからでも始められる改憲ツール
さあ、あなたも今日から動画で広めよう！

まずはアクセス

<https://www.kaiken-ch.com/>

ホームページを開けば、動画サイトに飛ぶことができます

①自分で観る！

一人で観てじっくり憲法改正の運動や
情報について理解を深められます。

無料で
観れるのよ♪

これなら友達に
見せられるわ！

②家族や友達、知り合いに見せる！

自分が語れなくても、動画を見せるだけ！



③イベントや会合、勉強会で利用する！

この動画をイベントなどで活用できます。

④拡散して広める！

- ・Twitterをリツイートする
- ・フェイスブックでシェアする
- ・動画のURLをそのまま教える

ホームページには
動画を
どうやって見るか
説明も載ってるね。

口下のボケでも
動画があれば
広められるワン♪

パソコン
で観れる！

タブレット
で観れる！

スマホ
で
観れる

インターネット
(GoogleやYahooなど)で

改憲チャンネル

検索

チャンネル登録で
動画投稿情報をGET!

YouTube

ニコニコ動画
NICO NICO DOUGA

わからない時は、わかる人に
教えてもらいながら
一緒に動画を観て
ついでに広めちゃおう！

いろんな動画を掲載予定！お楽しみに♪



政策解説



本やチラシの
紹介

女子の集まる
憲法おしゃべりカフェ



KAIKEN
インタビュー



NEWS

改憲
NEWS



国会
情報



神政連レポート一意 No.202一 発行日 平成29年6月30日／発行所 神道政治連盟
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号 電話03(3379)8282 FAX03(6629)8321
<http://www.sinseiren.org/>